

④ 創業者利子補給金を受けるまでの流れ

1. 認定特定創業支援事業（例：土岐創業塾）を受講し、認定特定創業支援事業の修了証（例：土岐創業塾の修了証）を受ける

認定特定創業支援事業を受講し、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目の知識を習得した方へ、事業実施機関（例：土岐商工会議所）から修了証を発行します。

2. 「土岐市認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明に関する証明書」の申請をする

●申請期限

認定特定創業支援事業による支援を最後に受けた日から起算して1年以内
例：土岐創業塾の修了証の発行日から起算して1年以内

●申請先

土岐市役所2階 産業振興課商工係

●申請書類

- ・申請書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書）【様式1号】
- ・認定特定創業支援事業に係る個人情報等の提供等に関する同意書【様式2号】
- ・認定連携創業支援事業者が発行した証明に对象となる支援を行ったことを証する書類の写し（例：土岐創業塾の修了証）

※その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。（例：既に創業している場合は、創業日の分かる書類→開業届、法人登記簿謄本）

▷土岐市が申請内容を審査し認定する方へ、申請書の証明欄に記名押印し、証明書として発行します。

3. 補助金の資格認定の申請をする

●申請期限

創業の日以後、30日以内

※ただし、既に創業している方は、上記2の土岐市が発行する証明書の発行日から起算して30日以内

●申請先

土岐市役所2階 産業振興課商工係

●申請書類

- ・申請書（土岐市創業者利子補給金資格認定申請書）【様式1号】
- ・融資の実行を受けたことを明らかにする書類
- ・弁済の計画を示す書類
- ・「土岐市認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明に関する証明書」の写し

※その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。（例：創業の日付が分かる書類→開業届、法人登記簿謄本）

▷土岐市が申請内容を審査し認定する方へ、「土岐市創業者利子補給金資格認定通知書」を発行します。

4. 補助金交付の申請をする

●申請期限

補助金の交付は1年ごとにおこなう必要があります。

上記3の「土岐市創業者利子補給金資格認定通知書」の発行日から起算し、12ヶ月を経過した日、24ヶ月を経過した日、36ヶ月を経過した日から、それぞれ30日以内に交付申請をおこなってください。

●申請先

土岐市役所2階 産業振興課商工係

●申請書類

- ・申請書（土岐市創業者利子補給金交付申請書）
- ・市税完納証明書
- ・弁済した利子の額を証明する書類（利息支払証明書等）
- ・土岐市創業者利子補給金資格認定通知書の写し

※その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります

▷土岐市が申請内容を審査し認定する方へ、「土岐市創業者利子補給金交付決定通知書」を発行します。

5. 補助金の交付請求をする

●申請期限

「土岐市創業者創業者利子補給金交付決定通知書」の日以後、30日以内

●申請先

土岐市役所2階 産業振興課商工係

●申請書類

土岐市創業者創業者利子補給金交付請求書

▷請求書の受領後、30日以内にご指定の口座へお振り込みします。